

52	福祉保健局	救急・災害医療体制のさらなる充実
事業概要	<p>都における救急医療体制は、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関、生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本に整備を図っている。</p> <p>特に小児救急については、重篤な小児の救急患者に迅速な対応ができるよう、高度な医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>また、災害医療体制については、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の整備を図っているほか、被災時に多数傷病者などの救命処置等を災害現場で行う「東京DMAT」の設置を行っている。</p>	
これまでの経過	<p>○救急医療対策</p> <p>平成11年度：休日・全夜間診療事業（救急医療機関に24時間365日入院可能な病床を確保）開始（平成20年4月1日現在262病院を指定）</p> <p>平成13年度：休日・全夜間診療事業（小児科）開始</p> <p>平成19年度：救急車を呼ぶべきか否か迷った時に相談できる「東京消防庁救急相談センター（#7119）」事業を開始（6月）</p> <p>平成20年度：東京都救急医療対策協議会報告「迅速・適切な救急医療の確保について」を発表（11月）（「救急医療の東京ルール」を提言）</p> <p>平成21年度：地域救急搬送体制整備事業を開始（8月）</p> <p>○災害医療対策</p> <p>昭和60年度：東京都災害拠点病院の整備開始</p> <p>平成16年度：東京DMATの発足（平成20年度現在17病院に整備）</p> <p>平成19年度：災害拠点病院エレベーター閉じ込め防止対策事業及び医療施設（東京都指定二次救急医療機関）耐震化促進事業の開始</p>	
現在の進行状況	<p>○救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域救急搬送体制整備事業 <p>「救急医療の東京ルール」の一環として、地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を配置し、救急医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築した。</p> <p>○小児救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・全夜間診療事業（小児）専任看護師の配置 <p>休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を本格実施し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・全夜間診療事業（小児）重症対応加算事業 <p>小児の重症救急患者を受け入れる体制を整えた拠点施設を整備する。</p> <p>○災害医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京DMATの拡充（平成21年度現在19病院に拡充） 	

今 後 の 見 通 し	<p>○救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「救急医療の東京ルール」の更なる推進を図るとともに、地域救急搬送体制整備事業の拡充を進めていく。 <li style="padding-left: 20px;">ルール1：救急患者の迅速な受入れ <li style="padding-left: 20px;">ルール2：「トリアージ」の実施 <li style="padding-left: 20px;">ルール3：都民の理解と参画 <p>○小児救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が行う小児初期救急医療事業の全地区実施を目指すとともに、小児救急外来における「トリアージシステム」の普及に努めていく。 ・重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施するため、「こども救命センター」を4病院指定していく。 ・小児救急医療対策協議会を設置し、小児医療体制の強化に向けた協議を行うとともに、こども救命センターを中核とした、初期から三次までの医療機関相互の連携体制の強化を図っていく。 <p>○災害医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害を最小化させるための初動医療救護体制の整備 ・災害拠点病院等の後方医療体制の整備 ・平成23年度までに全ての救命救急センターを東京DMAT指定病院として拡充する。（平成21年度19病院→平成23年度25病院） 		
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	電話	03-5320-4427